○国家公安委員会告示第十七号

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第三条第一項及び第二項の規定に基づき、対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

平成二十八年五月二十三日

国家公安委員会委員長　河野　太郎

国家公安委員会の庁舎

対象施設の敷地	東京都千代田区	霞が関二丁目一番（次の図面に示す部分に限る。）
対象施設に係る対象施設周辺地域	東京都千代田区	霞が関一丁目一番から三番まで、霞が関二丁目、霞が関三丁目一番並びに永田町一丁目一番及び二番

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を警察庁に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

○国家公安委員会告示第十八号

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第六条第一項及び第二項の規定に基づき、対象原子力事業所及び当該対象原子力事業所の区域並びに当該対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

平成二十八年五月二十三日

国家公安委員会委員長　河野　太郎

一　北海道古宇郡泊村大字堀株村

所在地	北海道古宇郡泊村大字堀株村
区域	北海道古宇郡泊村大字堀株村（次の図面に示す部分に限る。）
対象施設周辺地域	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十一に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域 一　北緯四十三度二分四十三秒、東経百四十度二十分二十三秒の点 二　北緯四十三度二分二十七秒、東経百四十度三十分十二秒の点 三　北緯四十三度一分五十六秒、東経百四十度三十分二秒の点 四　北緯四十三度一分四十八秒、東経百四十度三十分十一秒の点 五　北緯四十三度一分四十七秒、東経百四十度三十分十五秒の点 六　北緯四十三度一分四十四秒、東経百四十度三十一分十四秒の点 七　北緯四十三度一分五十一秒、東経百四十度三十一分三十三秒の点 八　北緯四十三度二分五秒、東経百四十度三十一分三十三秒の点 九　北緯四十三度二分十四秒、東経百四十度三十一分四十秒の点 十　北緯四十三度二分四十五秒、東経百四十度三十一分五十秒の点 十一　北緯四十三度二分四十六秒、東経百四十度三十分五十一秒の点
備考	「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び北海道警察本部に備え置いて縦覧に供する。

二　東北電力株式会社　東通原子力発電所

所在地	青森県下北郡東通村大字白糠字前坂下三十四番地四
区域	青森県下北郡東通村大字小田野沢及び大字白糠（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象施設周辺地域	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十三に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域 一　北緯四十一度十一分五十八秒、東経百四十一度二十二分四十秒の点 二　北緯四十一度十一分四十一秒、東経百四十一度二十二分二十四秒の点 三　北緯四十一度十一分二十六秒、東経百四十一度二十二分三十五秒の点 四　北緯四十一度十分十秒、東経百四十一度二十二分十八秒の点 五　北緯四十一度九分五十四秒、東経百四十一度二十三分二秒の点 六　北緯四十一度十分〇秒、東経百四十一度二十三分二十九秒の点 七　北緯四十一度十分五十三秒、東経百四十一度二十三分四十三秒の点 八　北緯四十一度十分四十八秒、東経百四十一度二十四分一秒の点 九　北緯四十一度十分五十二秒、東経百四十一度二十四分十秒の点 十　北緯四十一度十分五十七秒、東経百四十一度二十四分十三秒の点 十一　北緯四十一度十一分二十三秒、東経百四十一度二十四分五秒の点 十二　北緯四十一度十一分二十九秒、東経百四十一度二十三分四十七秒の点 十三　北緯四十一度十一分四十九秒、東経百四十一度二十三分三十九秒の点
備考	「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び青森県警察本部に備え置いて縦覧に供する。

三　東北電力株式会社　女川原子力発電所

所在地	宮城県牡鹿郡女川町塚浜字前田一
区域	宮城県石巻市前網浜並びに牡鹿郡女川町飯子浜及び塚浜（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象施設周辺地域	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十五に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域 一　北緯三十八度二十四分三十四秒、東経百四十一度二十九分五十三秒の点 二　北緯三十八度二十四分二十九秒、東経百四十一度二十九分四十三秒の点 三　北緯三十八度二十四分十三秒、東経百四十一度二十九分十四秒の点 四　北緯三十八度二十三分五十七秒、東経百四十一度二十九分十九秒の点